

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に
関する明細書

期末現在の資本金の額又は出資金の額		1	円	適用可否		3	
期末現在の常時使用する従業員の数		2	人				
法人税額の計算							
雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「4」)		4					
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「11」)		5					
雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)		6					
雇用者給与等支給増加割合 (6) / (5) (5) = 0の場合は0		7					
調整前 雇用者 給与等 支給額 の計算	調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「5」)	8					
	調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「12」)	9					
	調整雇用者給与等支給増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10					
継続 雇用者 給与等 支給額 増加 割合の 計算	継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の①」)	11					
	継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の②」又は「19の③」)	12					
	継続雇用者給与等支給増加額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13					
	継続雇用者給与等支給増加割合 (13) / (12) (12) = 0の場合は0	14					
教育 訓練 費の 増加 割合の 計算	教育訓練費の額	15					
	比較教育訓練費の額 (別表六(二十四)付表一「24」)	16					
	教育訓練費増加額 (15) - (16) (マイナスの場合は0)	17					
	教育訓練費増加割合 (17) / (16) (16) = 0の場合は0	18					
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合 (15) / (4)		19					
控除対象雇用者給与等支給増加額 (6)と(10)のうち少ない金額		20	円				
雇川者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十四)付表二「12」)		21					
差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (20) - (21) (マイナスの場合は0)		22					
税額 控除 限度 額等 の計 算	令和6年3月31日以前に開始した事業年度の場合	第1項適用の場合	(14) ≥ 4%の場合 0.1	23			
			(18) ≥ 20%又は(15) = (17) > 0の場合 0.05	24			
			税額控除限度額 (22) × (0.15 + (23) + (24)) ((14) < 0.03の場合は0)	25	円		
		第2項適用の場合	(7) ≥ 2.5%の場合 0.15	26			
			(18) ≥ 10%又は(15) = (17) > 0の場合 0.1	27			
			中小企業者等税額控除限度額 (22) × (0.15 + (26) + (27)) ((7) < 0.015の場合は0)	28	円		
開始する事業年度の計算		35					
特定税額控除限度額 (22) × (0.1 + (33) + (34) + (35)) ((14) < 0.03の場合は0)		36	円				
第3項適用の場合 (7) ≥ 2.5%の場合 0.15 (18) ≥ 5%又は(15) = (17) > 0の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05%の場合 0.1 くると又ははるばる2段階目以上を取得している場合 0.05		37					
		38					
		39					
中小企業者等税額控除限度額 (22) × (0.15 + (26) + (27)) ((7) < 0.015の場合は0)		40	円				
当期税額基準額 (41) × $\frac{20}{100}$		42					
当期税額控除可能額 ((25)、(28)、(32)、(36)又は(40))と(42)のうち少ない金額		43					
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑧」)		44					
当期税額控除額 (43) - (44)		45					
差引当期税額基準額残額 (42) - (43)		46					
繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十四)付表一「25の計」)		47					
同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((46)と(47)のうち少ない金額) ((4) ≤ (5)又は(5) = 0の場合は0)		48					
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑩」)		49					
当期繰越税額控除額 (48) - (49)		50					
法人税額の特別控除額 (45) + (50)		51					

別表六(二十四)
令六・四・一以後終了事業年度分

【No.52】5欄の金額は、前事業年度の別表六(二十六)の4欄の金額と一致していますか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.54】4欄及び11欄並びに5欄及び12欄の金額は、当事業年度に適用される規定により計算していますか。

【No.52】16欄に記載がある場合、前事業年度の別表六(二十六)の15欄の金額と一致していますか。